

# 広域化・共同化計画実施マニュアル

令和6年4月

総	務	省
農	林	産
国	土	交
環	境	通
		省

## まえがき

汚水処理事業に係る広域化・共同化計画については、令和4年度末にすべての都道府県において計画の策定が完了したところである。今後は、広域化・共同化計画に位置付けられた取組を着実に実施し、広域化・共同化を推進する必要があるため、汚水処理に関する4省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）が連携し、「都道府県構想策定マニュアル検討委員会」の分科会として「広域化・共同化検討分科会（座長：浦上 拓也 近畿大学教授）」を設置し、『広域化・共同化計画実施マニュアル』をとりまとめた。

本マニュアルにおける主なポイントは下記の通りである。

- ① 汚水処理事業の持続可能性を確保する上で広域化・共同化計画推進の必要性を示した上で、CAPD（Check-Action-Plan-Do）の4ステップを繰り返し、取組内容の拡大、高度化を図り、広域化・共同化の深化を図る考え方を示した。
- ② 広域化・共同化の取組を継続するため、都道府県を起点とした進捗管理の重要性を明記した上で、最低限行うべき進捗管理の方法を明記した。
- ③ 現在の広域化・共同化計画にない新たな取組を立案した場合等における計画変更の考え方を明確化した。
- ④ 水道事業で取組が進められている事業統合・経営の一体化について、同様の取組を下水道事業で実施する場合の論点を整理した。
- ⑤ 広域化・共同化の各種取組の事業化フローを示した上で、検討・事業化を進める上での留意事項を整理した。

汚水処理事業の運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境は厳しさを増しており、本マニュアルを参考にして都道府県や市町村が連携・協力し、広域化・共同化計画に位置付けられた取組を実施し、将来にわたり持続可能な汚水処理事業の運営を図られたい。

また、令和6年1月に能登半島地震が発生し、汚水処理施設についても被害が発生している。地域によっては集約された施設が被災した場合、影響が広範囲にわたることも考えられることから、広域化・共同化の実施にあたっては災害時の対応についても考慮した上で検討を進められたい。

令和6年4月

総務省  
農林水産省  
国土交通省  
環境省

## 目 次

1	総論	1
1-1	広域化・共同化計画推進の必要性	1
1-2	CAPDによる広域化・共同化の取組深化	2
1-3	マニュアルの適用範囲	4
1-4	広域化・共同化計画の位置付け	5
1-5	広域化・共同化計画の推進体制	7
1-6	関連計画との調整	9
1-7	脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進	10
1-8	広域化・共同化に係るマニュアルの体系	11
1-9	事例集の活用	13
1-10	本マニュアル活用にあたっての留意事項	17
2	計画の進捗管理	18
2-1	計画の策定状況	18
2-2	進捗管理の必要性和目的	20
2-3	進捗管理の方法	21
2-4	経営改善効果の測定	24
3	計画の変更	25
3-1	計画変更の考え方	25
3-2	定期的な見直し	26
3-3	随時の見直し	27
3-4	変更計画の公表	28
4	個別メニューの推進	29
4-1	広域化・共同化を実施する手法	29
4-2	各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度	38
4-3	事業統合・経営の一体化	39
4-4	汚水処理の共同実施	43
4-5	汚泥処理の共同実施	71
4-6	施設の広域監視	80
4-7	計画・調査委託の共同発注	86
4-8	水質検査・特定事業場排水指導の共同発注	94
4-9	維持管理業務の共同発注	96
4-10	災害時対応の共同化	102

4-11	庁内事務の共同化 .....	107
4-12	広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度 .....	112

## 1 総論

### 1-1 広域化・共同化計画推進の必要性

汚水処理事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来など、事業運営の継続に係る多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、地方公共団体は汚水処理事業の広域化・共同化計画を推進し、効率的な事業運営を実現、事業の持続可能性を確保する必要がある。

#### 【解説】

汚水処理事業については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところである。

これまでも、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、汚水処理の適正な役割分担のもと、施設の統廃合や下水汚泥の共同処理等の広域化・共同化が進められてきたところであるが、持続可能な汚水処理事業に向けて、これらに加えて、管理の一体化や事務処理の共同化を推進して、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要がある。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022 年度（平成 34 年度）までの広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記され、また「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）においては、2022 年度（令和 4 年度）までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画（以下「広域化・共同化計画」という。）を策定することが目標として掲げられた。これを受け、令和 4 年度末までに全 47 都道府県で広域化・共同化計画の策定がなされたところである。

地方公共団体は、広域化・共同化計画が令和 5 年度より本格的な実施段階に移行したことを踏まえ、使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱性、施設老朽化等の課題解決に向け、広域化・共同化計画に定めた各種事業の推進に取り組むものとする。

広域化・共同化計画の推進にあたり地方公共団体は、計画の進捗管理として個々の広域化・共同化事業（以下、個別メニューという）の進捗状況や課題等を確認する。進捗管理により把握した個別メニュー推進の課題解消を図り、事業化に取り組むものとする。また、策定済の広域化・共同化計画に定めのない新たな個別メニューを立案し、更なる事業運営の効率化に取り組むものとする。なお、計画に位置付けのない新たな個別メニューを事業化する場合には、広域化・共同化計画に位置付けるものとする。

## 1-2 CAPDによる広域化・共同化の取組深化

策定した広域化・共同化計画は、①Check（進捗管理）、②Action（個別メニューの新規立案、変更、取り止め）、③Plan（計画の変更）、④Do（個別メニューの推進）の4つのステップを繰り返し、着実な事業推進だけでなく、取組内容の拡大、高度化により、広域化・共同化の取組を深化させるものとする。

### 【解説】

都道府県や市町村等は、令和4年度末までに策定した広域化・共同化計画に従い、計画に定めた個別メニューの検討、合意形成を図り、事業化を進める必要がある。

広域化・共同化計画は、都道府県・市町村等が連携・協力し、CAPDサイクルのスパイラルアップとして①Check（進捗管理）、②Action（個別メニューの新規立案、変更、取り止め）、③Plan（計画の変更）、④Do（個別メニューの推進）の4ステップを繰り返すものとする。これにより、広域化・共同化計画の着実な推進に加え、個別メニューの新規立案や取組内容の見直し等により、取組内容の拡大、高度化を図り、広域化・共同化の取組を深化させるものとする。

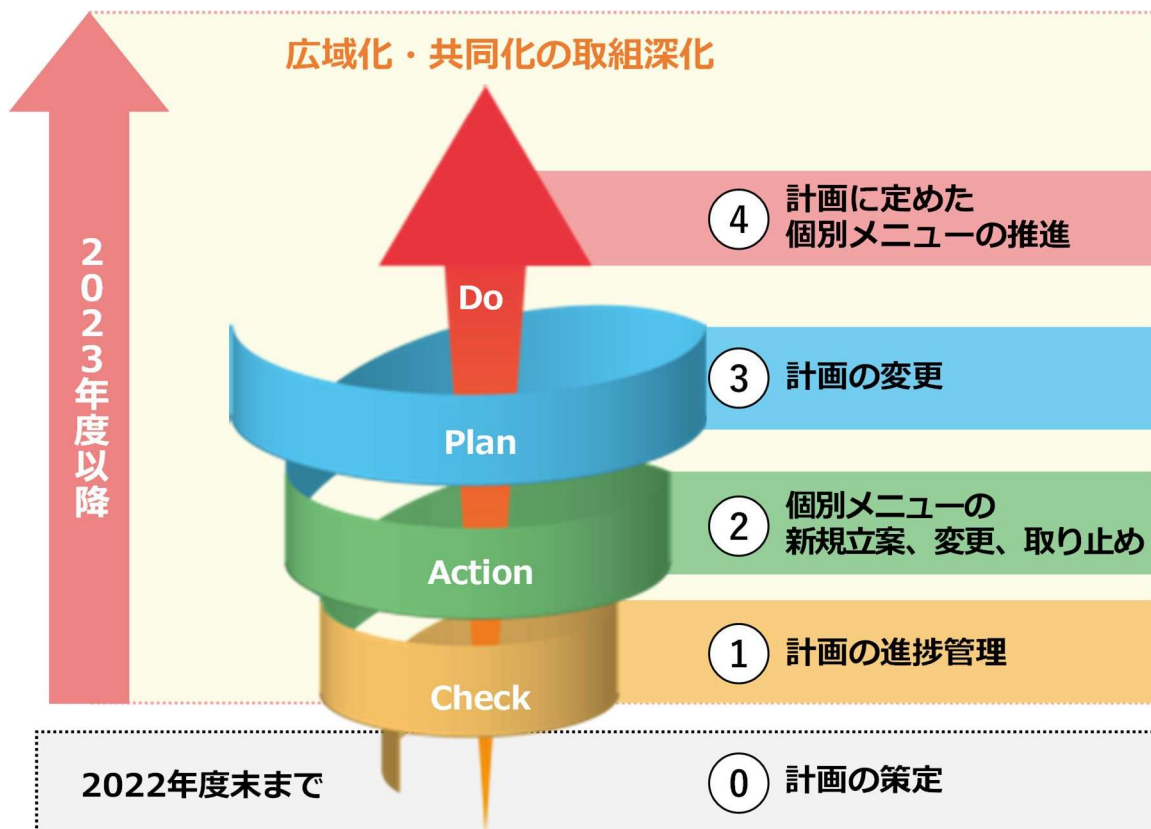


図 1-1 CAPD のスパイラルアップによる広域化・共同化の取組深化

広域化・共同化計画推進のための取組内容を表 1-1 に示す。各ステップの具体的な取組内容については、第 2 章～第 4 章を参照されたい。CAPD の 4 ステップの内、Action、Plan については、一体的な運用が見込まれることから、第 3 章に計画の変更として整理している。

表 1-1 広域化・共同化計画推進のための取組内容

ステップ	取組	章番号	主な取組内容
Check	計画の進捗管理	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定状況</li> <li>・ 進捗管理の必要性と目的</li> <li>・ 進捗管理の方法</li> <li>・ 経営改善効果の測定</li> </ul>
Action ～ Plan	計画の変更	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画変更の考え方</li> <li>・ 定期的な見直し</li> <li>・ 随時の見直し</li> <li>・ 変更計画の公表</li> </ul>
Do	個別メニューの 推進	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域化・共同化を実施する手法</li> <li>・ 各種個別メニューの事業化に適用されている 主な制度</li> <li>・ 事業統合・経営の一体化</li> <li>・ 汚水処理の共同実施</li> <li>・ 汚泥処理の共同実施</li> <li>・ 施設の広域監視</li> <li>・ 計画・調査委託の共同発注</li> <li>・ 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注</li> <li>・ 維持管理業務の共同発注</li> <li>・ 災害時対応の共同化</li> <li>・ 庁内事務の共同化</li> <li>・ 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援 制度</li> </ul>

### 1-3 マニュアルの適用範囲

本マニュアルは、広域化・共同化計画に取り組む都道府県・市町村等が計画に定めた取組内容の進捗管理や計画見直し、個別メニューの事業化等を行う際に適用する。

また、本マニュアルを適用する事業は、汚水処理に係る下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業等とする。

#### 【解説】

本マニュアルは、広域化・共同化計画の推進に係る進捗管理の方法や計画見直しの考え方、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化の進め方、留意事項等を示したものであり、都道府県や市町村等が広域化・共同化計画を推進する際に適用する。

また、合理的かつ効率的な汚水排水処理の観点から、本マニュアルの対象施設は下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業等の汚水処理事業全般とする。

#### 1-4 広域化・共同化計画の位置付け

広域化・共同化計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置付けられている。そのため、広域化・共同化計画に位置付けた個別メニューの推進にあたっては、各市町村の汚水処理施設の整備・改築に関する構想や計画等の関連計画と調整しつつ、検討を進めるものとする。

また、都道府県構想の見直しの際には、必要に応じて広域化・共同化計画についても見直しを図るものとする。

#### 【解説】

平成30年1月17日付で発出された通知「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」において、広域化・共同化計画は「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置付けられている。

#### 1. 「広域化・共同化計画」について

##### (1) 計画の位置づけ

本計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置づけられる。(別紙1参照)

出典：汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について（平成30年1月17日付、総務省自治財政局 準公営企業室長、農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課長、水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課長、国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課長、環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長）

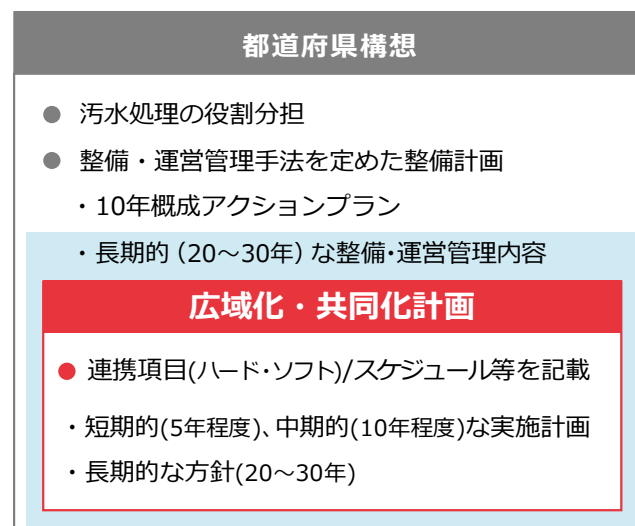


図 1-2 広域化・共同化計画の位置づけ (イメージ)

広域化・共同化計画は、合理的かつ効率的な污水排水処理の観点から、下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業等を対象としている。そのため、污水处理施設の統廃合等、広域化・共同化計画に位置付けた個別メニューの推進にあたっては、下水道法第4条に定める事業計画や都市計画法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に係る各種法手続きに加え、各市町村の污水处理施設の整備・改築に関する構想内容を確認し、必要に応じて構想の変更を行うなど、構想との整合性に留意しその取組を進めるものとする。

構想の変更に際しては、広域化・共同化計画に基づく污水处理施設の統廃合の状況を踏まえ、改めて地域の特性に応じた最適な污水处理施設の整備手法を見直す必要があることから、必要に応じて集合処理区域の縮小、個別処理への転換などの見直しを行うことも考えられる。

また、都道府県構想の見直しの際には、新規整備に関する事項のみならず、既整備地区や既整備施設に関する事項を把握したうえで、必要に応じて広域化・共同化計画についても見直しを図るものとする。

### 1-5 広域化・共同化計画の推進体制

広域化・共同化計画の推進にあたっては、国・都道府県・市町村がそれぞれ果たすべき役割を認識した上で、お互いの連携により取組を進めることが必要である。広域化・共同化の取組は、中心的役割を期待されている都道府県による進捗管理を起点として、都道府県と市町村等が連携して個別メニューの検討、合意形成を図り、事業化を進めることとする。また、広域化・共同化の検討にあたっては、汚水処理に係る部局（下水道、集落排水、合併処理浄化槽等）のみならず、し尿処理部局も参画することが望ましい。

また、下水道公社や日本下水道事業団などの公的機関による体制補完も有効である。

#### 【解説】

地方自治法によると、国・県・市町村の役割分担は表 1-2 のとおり示されている。広域化・共同化計画の推進にあたっては、市町村界を跨いだブロック単位等でより広域的な観点からの検討、合意形成が重要となる。そのため、それぞれの団体が果たすべき役割を認識した上で、お互いの連携により取組を進めることが必要である。特に、都道府県には、広域化・共同化計画の推進に向け、流域下水道を核とした直接的な取組だけでなく、進捗管理や市町村間の連絡調整、助言による補完等の間接的な支援も含め中心的な役割が期待されている。

表 1-2 地方自治法で定められた国・都道府県・市町村の役割分担

項目	役割分担	条文
国	① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務 ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務 ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施 ④ その他国が本来果たすべき役割	第1条の2第2項
都道府県	① 広域にわたるもの（広域事務） ② 市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務） ③ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの（補完事務）	第2条第5項
市町村	① 住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する ② 地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する	第1条の2第1項 第2条第2項

想定される広域化・共同化計画の推進体制を図 1-3 に示す。補助制度の創設やマニュアル作成、事例提供、案件形成支援等による国の支援のもと、都道府県が中心となり、広域化・共同化への積極的な取組が期待される中核的な都市と周辺都市との連携を図るとともに、下水道公社や日本下水道事業団などの公的機関や学識経験者等の参画を得て、汚水処理の効率的な事業運営に関する技術的助言を受けることも有効である。

他、都道府県と市町村の連携体制の構築にあたっては、計画策定時に設立した既存の協議会等を活用する他、必要に応じて新たな協議会を設立することも考えられる。

また、合理的かつ効率的な汚水排水処理の観点から、汚水処理に係る部局（下水道、集落排水、合併処理浄化槽等）のみならず、し尿処理部局も参画することが望ましい。

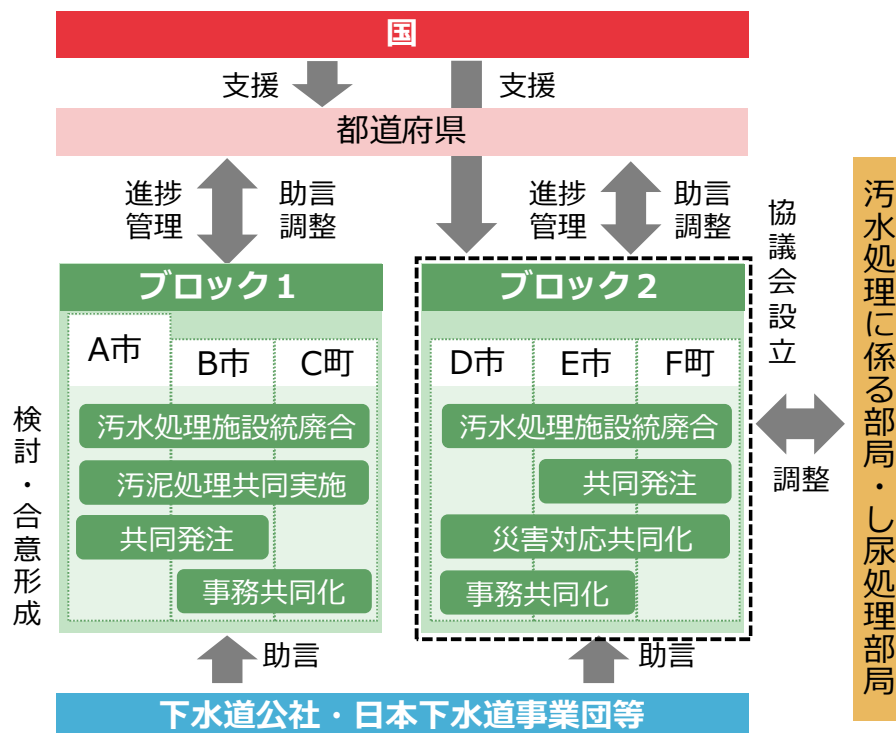


図 1-3 広域化・共同化計画の推進体制

## 1-6 関連計画との調整

広域化・共同化計画の推進にあたっては、各市町村の汚水処理施設の整備・改築に関する構想や計画等の関連計画と調整しつつ、取組を進めるものとする。

なお、都道府県構想の見直しの際には、必要に応じて広域化・共同化計画についても見直しを図ることとする。

### 【解説】

広域化・共同化計画の推進にあたっては、以下の関連計画と調整しつつ、検討を進めるものとする。

- ・ 流域別下水道整備総合計画
- ・ 汚水処理施設整備構想
- ・ 下水道ストックマネジメント計画
- ・ 農業集落排水処理施設の最適整備構想、維持管理適正化計画
- ・ 漁業集落排水施設の機能保全計画
- ・ 生活排水処理基本計画
- ・ 一般廃棄物処理基本計画
- ・ 合理化事業計画
- ・ バイオソリッド利活用基本計画
- ・ 経営戦略 等

特に汚水処理や汚泥処理の共同実施、施設の広域監視等のハード対策の実施にあたっては、各団体に個別に実施された対象施設の増設や改築更新等により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で定められた処分制限が障害となることも想定される。そのため、広域的かつ中長期的な視点を持って各種検討を進める必要がある。

なお、広域化・共同化計画は都道府県構想における「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部であるため、「1-4 広域化・共同化計画の位置付け」に示したとおり、相互に見直しを行うものとする。

## 1-7 脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進

下水道事業の脱炭素・資源循環の推進に際しては、広域化・共同化によりスケールメリットを確保し、取組推進に係るコスト低減、事業効果の最大化を図ることが有効である。

広域化・共同化の推進の際には、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用することで、より効率的な事業実施が期待できる。

また、ウォーターPPPを始めとする官民連携の推進と広域化・共同化の推進を組み合わせることにより、事業規模の確保が図られ、その結果、民間事業者の参画意欲や採算性の向上、創意工夫の幅が広がる等の相乗効果が期待されるため、双方ともに積極的に検討いただくことが望ましい。

### 【解説】

下水道分野では約 516 万 t-CO<sub>2</sub>（2020 年度実績）の温室効果ガスが排出されている。その排出量は日本国内の排出量の約 1%を占めており、その削減が求められている。一方、下水汚泥が有する有機物の全エネルギーを熱量として換算した場合、下水処理場の年間電力消費量の約 1.6 倍にも相当する約 120 億 kWh になるなど、再生可能エネルギーとして脱炭素社会に貢献しうる高いポテンシャルも有していることから、その活用が求められている。

また、リンの年間需要量（約 30 万 t）のうち、約 2 割に相当する約 5 万 t が下水汚泥に含まれている。さらに、国内で生産・輸入される窒素の約 50%に相当する量が下水として流入するなど、下水道は持続可能な物質循環に対しても高いポテンシャルを有している。

以上のことから下水道分野における脱炭素・資源循環の推進は大きな社会的要請となっている。しかし、脱炭素・資源循環に係る取組の事業化に際しては、スケールメリット確保によるコスト低減が課題の一つとなっている。

広域化・共同化は、脱炭素・資源循環のスケールメリット確保に有効な手段である。そのため、広域化・共同化での事業化について、関係団体との合意形成を図り、コスト低減と事業効果の最大化を図ることが望ましい。

DX の導入についても、広域化・共同化の適用により、スケールメリットの確保、導入時に係る負担軽減、事業の効率化、導入効果の拡大が期待できることから、広域化・共同化・DX の一体的な推進の可能性について検討を行うことが望ましい。

また、官民連携については、令和 5 年度に新たな枠組みとしてウォーターPPP（※）が位置づけられ、下水道事業の持続性の向上に向けて、今後、多くの地方公共団体が導入を検討することが見込まれる。官民連携の推進と広域化・共同化の推進を組み合わせることにより、事業規模の確保が図られ、その結果、民間事業者の参画意欲や採算性の向上、創意工夫の幅が広がる等の相乗効果が期待されるため、双方ともに積極的に検討いただくことが望ましい。

※ コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式の総称

## 1-8 広域化・共同化に係るマニュアルの体系

広域化・共同化に係るマニュアル体系は、本マニュアルと別途公表している「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」（令和2年4月）の2編によるものとする。

### 【解説】

CAPDによる広域化・共同化計画の着実な推進に際しては、策定済の計画に定めた個別メニューの推進と合わせて、既計画の見直しにより、その取組を深化していくことが必要である。そのため、広域化・共同化に係るマニュアル体系は、本マニュアルと令和2年4月に公表済の「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」の2編とし、表1-3に示す場面での活用を想定している。

表 1-3 広域化・共同化に係るマニュアルの活用場面

マニュアル名	活用の場面
広域化・共同化計画策定マニュアル （改訂版）（令和2年4月）	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規の個別メニューの立案、合意形成をする時</li><li>・既計画の見直し検討を行う時</li></ul>
広域化・共同化計画実施マニュアル （令和6年4月）	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の進捗管理をする時</li><li>・見直した計画の変更手続きをする時</li><li>・個別メニューの検討、事業化をする時</li></ul>

「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」は、計画策定に向けた検討、合意形成のプロセス等を解説したものであり、その目次構成は、以下のとおりである。

本マニュアルと「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」の2編を活用し、CAPDによる広域化・共同化の取組を推進する。

1	総論 .....	1
1-1	広域化・共同化計画策定の目的 .....	1
1-2	マニュアルの適用範囲 .....	3
1-3	広域化・共同化計画の策定手順 .....	4
1-4	広域化・共同化計画の策定体制 .....	5
1-5	関連計画との調整 .....	8
2	基礎調査 .....	9
2-1	現状分析・将来予測と課題の整理 .....	9
2-2	意向調査 .....	15
3	広域化・共同化ブロック割の検討 .....	19
3-1	各ブロックにおける検討課題の整理 .....	19
3-2	各ブロックにおける検討課題の整理 .....	22
4	広域化・共同化メニュー案の検討 .....	23
4-1	各ブロックにおける広域化・共同化メニューの提案 .....	23
4-2	広域化・共同化メニューとグループのマッチング検討 .....	28
5	広域化・共同化メニューの効果検討 .....	31
5-1	広域化・共同化による効果の考え方 .....	31
5-2	総合的な評価 .....	41
6	広域化・共同化計画への位置づけに向けた具体的な検討 .....	43
6-1	計画への位置づけに向けた各種検討 .....	43
6-2	関係団体等との調整 .....	45
6-3	広域化・共同化実現に向けたロードマップ .....	46
7	広域化・共同化計画のとりまとめ及び進捗管理 .....	47
8	巻末資料 .....	49
8-1	各種分析ツール及びマニュアル等 .....	49
8-2	広域化・共同化シミュレーションの事例 .....	50

出典：広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）（令和2年4月）

## 1-9 事例集の活用

広域化・共同化計画推進にあたっては、本マニュアルの他、各省庁等が別途公表している広域化・共同化の事例集を活用し、関連する先行事例を把握した上で、関係者への先行事例の紹介やそれらを参考とした各種検討、合意形成等を進めて行くことが有効である。

### 【解説】

本マニュアルの公表と併せて、国土交通省では「下水道事業における広域化・共同化の事例集」を改定し、公表している。「下水道事業における広域化・共同化の事例集」の改定は、本マニュアルと同様、CAPDによる広域化・共同化計画の着実な推進を念頭に、表 1-4、表 1-5 に示すとおり体系を再編している。

また、内閣府を始めとする各省庁や関係団体においても、広域化・共同化の事例集を表 1-6 のとおり作成している。

これらの事例集を活用し、事例集の中から関連する先行事例を把握した上で、関係者への先行事例の紹介やそれらの先行事例で適用している広域化・共同化の実施手法、費用負担の考え方等を参考とした個別メニューの具体的な検討、合意形成等を進めて行くことが有効である。

なお、表 1-4 に示した事例一覧表の内、②Action、③Plan の事例については、今後、参考となる事例を調査し、事例集として適宜追加する予定としている。

表 1-4 ①Plan～③Plan の事例一覧表

段階	①Plan		① Check	② Action	③ Plan
	連携形態形成	執行方法検討			
都道府県 主導	①北海道西天北地区4町村（広域連携の検討） ⑤宮城県吉田川流域（広域連携の検討）	③秋田県（汚泥の共同化） ⑧埼玉県（汚泥処理の共同化） ⑱長崎県（汚泥処理の共同化）	⑳愛知県 （進捗管理）		
大都市 主導	⑪石川中央都市圏域6町村（広域連携の検討） ⑰北九州都市圏域17市町（広域連携の検討）	⑳長崎市他（維持管理の共同化）			
中小都市 同士		⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・ 千早赤阪村（庁内事務の共同化） ㉑愛媛県砥部町、松山市（汚水処理の 共同化）			
第3者 機関	④秋田県・湯沢市他1町・JS （持続的事業運営の共同検討）				

表 1-5 ④Doの事例一覧表

広域的・共同化メニュー		④Do			
		都道府県主導	大都市主導	中小都市同士	第三者機関
ハード対策	汚水処理の共同実施	②東京都・八王子市 ②神奈川県・小田原市	②北海道旭川市ほか5町	⑭石川県白山市ほか3市町 ⑭岡山県津山市・美咲町・鏡野町 ⑮岡山市矢掛町・笠岡市 ⑯愛媛県松山市・砥部町	
	汚泥処理の共同実施	③秋田県 ⑧埼玉県、県内単独公共下水道実施市町		⑳石川県津幡町他2町	
ソフト対策	施設の広域監視		⑥山形県新庄市ほか5町 ②①長崎県長崎市ほか4市町		
	計画・調査委託の共同発注		⑮愛知県豊田市・岡崎市・安城市・西尾市・知立市	⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	⑫奈良県生駒郡3町、JS
	水質検査・特定事業場排水指導の共同発注		⑥山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村		
	維持管理業務の共同発注	③ 秋田県	⑥山形県新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・戸沢村 ⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	⑰長崎県波佐見町、東彼杵町	⑩長野県下水道公社
	災害時対応の共同化	⑦栃木県・栃木県内市町 ⑨東京都（区部）及び区もしくは東京都（流域）及び市町村		⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	
	庁内事務の共同化		⑰奈良県橿原市・大和高田市	⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・千早赤阪村	

表 1-6 広域化・共同化の事例集

事業	作成	事例集の名称
全般	内閣府	広域化・共同化等に係る先進・優良事例集 ( <a href="https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/koukyou/03_kouikika/index.html">https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/koukyou/03_kouikika/index.html</a> )
	総務省	公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集 ( <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html</a> )
水道事業	厚生労働省	令和2年度水道事業の統合と施設の再構築、水道基盤強化に向けた優良事例等調査一式（広域連携及び官民連携の推進に関する調査）に関する報告書 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin_00009.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin_00009.html</a> )
	水道協会	広域化及び公民連携情報プラットフォーム ( <a href="https://www.wide-ppp.jwwa.or.jp/wide/wide_case/wide_kyoukaichousa/">https://www.wide-ppp.jwwa.or.jp/wide/wide_case/wide_kyoukaichousa/</a> )
下水道事業	国土交通省	下水道事業における広域化・共同化の事例集 ( <a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html</a> )
農業集落排水事業	農林水産省	農業集落排水汚泥資源の資源循環事例集（汚泥資源の汚泥利用） ( <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_nouson/syuhai/jirei.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_nouson/syuhai/jirei.html</a> )

#### 1-10 本マニュアル活用にあたっての留意事項

本マニュアルは、広域化・共同化計画の実施編として、検討・合意形成・事業化等を進める上で関連する法令、通知等を掲載している。本マニュアルの掲載内容は令和6年4月時点のものであることから、適宜、法令の改正等により規定内容の変更の有無を確認すること。

#### 【解説】

本マニュアルは、広域化・共同化計画の実施編として、広域化・共同化の推進に取り組む関係者の参考資料としている。そのため、検討・合意形成・事業化等を進める上で関連する法令、通知等を掲載している。これら本マニュアルの掲載内容は令和6年4月時点のものであることから、適宜、法令、通知等の改正による規定内容の変更の有無を確認し、最新の規定内容に基づき検討を進めることが必要である。

## 2 計画の進捗管理

### 2-1 計画の策定状況

令和4年度末に全ての都道府県において、広域化・共同化計画が策定・公表されている。ハード対策では約2,000施設が廃止予定となっており、ソフト対策では約780メニューが計画されている。

#### 【解説】

令和4年度末の計画公表時点においては、ハード対策による汚水処理施設の廃止数は約2,000施設となっており、汚泥処理の共同化は約120メニューが予定されている。ソフト対策は、大別して「体制」、「事務」、「管理」、「その他」に分類すると、約780メニューが計画されている。

「体制」については、事業統合まで計画に位置づけている都道府県はなかったが、執行体制の共同化について検討しているものが1件であった。「事務」については、台帳の共同化や災害対応の協定など多岐にわたっている。「管理」については、計194件と全体の約25%を占めている。

表 2-1 ハード対策の計画メニュー数

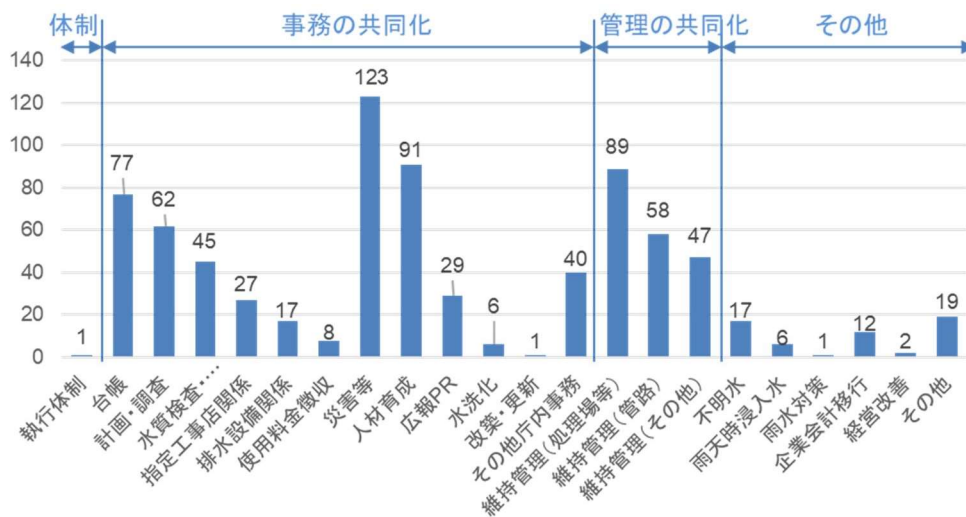
施設の分類	廃止予定施設数	現有施設数(R3末)
下水道	250	2,132
集落排水 (農集+漁集)	1,662	5,208
その他 (コミプラなど)	122	230
合計	2,034	7,570

共同化等の事業の分類	案件数
汚泥処理共同化	122
し尿処理受入	160

出典：第8回 広域化・共同化検討分科会 資料4より

表 2-2 ソフト対策の計画メニュー数

種別	内容	案件数
体制の共同化	執行体制	1
事務の共同化	台帳	77
	計画・調査	62
	水質検査・特定事業場排水指導	45
	指定工事店関係	27
	排水設備関係	17
	使用料金徴収	8
	災害等	123
	人材育成	91
	広報PR	29
	水洗化	6
	改築・更新	1
	その他庁内事務	40
	管理の共同化	維持管理（処理場等）
維持管理（管路）		58
維持管理（その他）		47
その他	不明水	17
	雨天時浸入水	6
	雨水対策	1
	企業会計移行	12
	経営改善	2
	その他	19
合計		778



出典：第8回 広域化・共同化検討分科会 資料4より

図 2-1 ソフト対策の計画メニュー数

## 2-2 進捗管理の必要性和目的

広域化・共同化の個別メニューの実施にあたっては、多様な関係者との協議・調整が必要になる場合や、長期の計画期間となる場合がある。都道府県においては、市町村と協力して、広域化・共同化計画に基づく各種取組について、計画の進捗状況の把握を行うものとする。

### 【解説】

ハード対策メニューには、他部署所管施設の統廃合や市町村界を跨ぐ統廃合等が計画されていることから、多様な関係者との協議・調整が必要になる場合がある。また、処理場規模の大きな施設同士の統廃合を行う場合には、統廃合にかかる接続管渠の整備や、水処理施設の増設等により長期の計画期間となる場合がある。ソフト対策メニューにおいても、都道府県内全ての市町村が参加するものもあり、様々な関係者との協議・調整が必要となる場合がある。

都道府県においては、市町村と協力して、広域化・共同化計画に基づく各種取組について、以下に示すような視点で個別メニューの進捗状況の把握を行うものとする。

表 2-3 進捗管理の視点（例）

視点の区分	進捗管理の視点（例）
計画全体の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な施策目標を示されたメニューの進捗状況</li> <li>個別メニューの内、検討を開始、事業を開始した施策等の進捗状況の割合</li> </ul>
取組の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別メニューごとの参加市町村・団体数</li> <li>取組主体の組織、体制</li> <li>目的や期待される効果の共有 (個別メニューの目的や期待される効果が参加者に相互に共有され、同意のうえで取り組んでいるか)</li> <li>取組に対する醸成</li> </ul>
個別メニューの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別メニューの進捗状況</li> <li>※（合意形成が終わった、事業着手したもの、事業開始したもの）</li> <li>※（汚水処理施設の統廃合、デジタル化、PPP）</li> <li>各メニューで事業化を断念したメニュー数、その理由</li> <li>当該年度の状況と前年度からの進捗度合い</li> <li>事業実施までの見通し、ロードマップの共有</li> <li>ストックマネジメント計画等の関連計画との整合性の確認</li> </ul>
新たな個別メニューの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>現計画に記載がなく新たに追加されたメニューの有無</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>利害関係者、住民など様々な関係者への周知</li> <li>関連する法令の遵守</li> </ul>

## 2-3 進捗管理の方法

広域化・共同化計画の進捗管理にあたっては、「広域化・共同化計画進捗管理表」を活用し、年度ごとに個別メニューの進捗状況を把握するとともに進捗状況について公表することが望ましい。

### 【解説】

国交省では、計画に定められたメニューの個別進捗状況の把握や各都道府県全体の進捗度合いの確認等の進捗管理を目的とした「広域化・共同化計画進捗管理表」を作成している。

「広域化・共同化計画進捗管理表」は、当該年度分のメニュー別の取組状況を入力するフォーマット（図 2-2 参照）と、進捗管理指標を含む広域化・共同化計画メニュー全体の進捗が管理可能なフォーマット（図 2-3 参照）の2つを用いて管理する。

進捗管理指標を含む広域化・共同化計画メニュー全体の進捗管理表は、表 2-4 に示すメニューの進捗評価基準（案）に基づき、共通化されるプロセス（検討開始・合意形成・事業着手・事業開始）を用いて、経年的な進捗状況を管理・評価する。

本マニュアルの参考資料として「広域化・共同化計画進捗管理表の使用方法」を添付しているため、適宜参照されたい。

なお、「広域化・共同化計画進捗管理表」は進捗を管理する上で最低限度を示したものであり、都道府県独自で必要に応じて新たな項目を設けることを妨げるものではない。

表 2-4 広域化・共同化計画進捗管理表の進捗評価基準（案）

メニューの進捗評価	進捗状況	内容
D	検討開始	ハード対策:基礎調査、可能性調査、事業スキームの検討 ソフト対策:業務内容、活動内容、システム仕様等の検討
C	合意形成	ハード対策:合意形成、地方自治法等法律上の手続き、事業計画の変更 ソフト対策:合意形成、地方自治法等法律上の手続き、庁内事務手続き
B	事業着手	ハード対策:予算要望、基本設計、実施設計、施設建設開始 ソフト対策:維持管理業務の共同発注手続き、システム構築手続き
A	事業開始	ハード対策:統廃合完了、供用開始 ソフト対策:維持管理業務の共同発注、事務の共同化開始

都道府県	北海道
年度	R5
現行計画公表年度	R5
統廃合計画地区数	9
統廃合完了地区数	8
連携メニュー数	16
未着手	3
事業中	9
完了	4

- : 選択箇所
- : 昨年度実績の入力箇所
- : 手入力の入力箇所
- : 入力の必要のない箇所

分類	a.広域的な連携メニュー	b.参加市町村・団体等	c.実施主体	d.取組時期			e.メニューの進捗評価 R5	f.取組時期に対する進捗状況 ○ 予定通り、△ 予定未達、× 進捗なし 該当するものを選択	g.デジタル化の推進 に関わる取組に該当 該当する場合：1	h.PPP/PFIの推進 に関わる取組に該当 該当する場合：1	i.R5に実施した取組 取組を中止した理由	j.来年度の取組予定
				短期（～5年間） (R5～R9)	中期（～10年間） (R10～R14)	長期（～30年間） (R15～R34)						
ハード	汚水処理施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	可能性調査	○			
	汚水処理施設の統廃合	し尿処理場の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	地方自治法手続き	△	1		
	汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	施設建設	×	1		
	汚泥処理の共同化	汚泥集約処理の設置 (PPP/PFI)	〇〇〇、×××	〇〇〇	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始	広域化の実施	供用開始				
計画メニュー ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手				
	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (施設)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手		1		
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化 (処理場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		業務内容の検討		1		
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		業務内容の検討				
	台帳システムの共同化	設備台帳 (処理施設、ポンプ場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		システム仕様等の検討				
	台帳システムの共同化	施設台帳 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手				
	人材育成の共同化	勉強会の開催	〇〇〇、×××	×××	下水道場の参加継続 上記以外の合同勉強会の実施			活動内容の検討				
	下水道PR・広報活動の共同化	PRイベントの開催、 下水道の接続促進・啓発活動	〇〇〇、×××	×××	PR活動の継続、流域下水道に よる年1回の下水道展など	接続促進業務の 共同委託		合意形成				
	災害時対応の共同化	BCPの策定	〇〇〇、×××	×××	広域BCPの策定、 共有資器材リストの作成及び 共同購入			業務開始				
	災害時対応の共同化	災害時合同訓練の実施	〇〇〇、×××	×××	BCPに基づいた合同訓練の 開催			業務開始				
	庁内事務の共同化	排水設備指定工事業者 の事務の一元化	〇〇〇、×××	×××	実施体制の検討	共同化の実施		業務開始				
	計画・調査委託の共同発注	責任技術者の事務の一元化	〇〇〇、×××	×××	実施体制の検討	共同化の実施		業務発注手続き				
デジタル化の推進に関わる計画メニュー数									2			
PPP/PFIの推進に関わる計画メニュー数										2		

図 2-2 進捗管理表の使用イメージ（入力シート）

分類	a.広域的な連携メニュー		b.参加市町村 団体等	c.実施主体	d.取組時期			f.取組時期に対する進捗状況 ○ 予定通り、△ 予定未達、× 進捗なし	f.デジタル化の推進に関 わる取組に該当	g.PPP/PFIの推進に関 わる取組に該当	h.メニューの進捗評価					i.当該年度(R5)に実 施した取組	j.来年度の取組予定
					短期 (~5年間)	中期 (~10年間)	長期 (~30年間)				短期						
					(R5~R9)	(R10~R14)	(R15~R34)				R5	R6	R7	R8	R9		
ハード	汚水処理施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	○									
	汚水処理施設の統廃合	し尿処理場の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	△	1								
	汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	×	1								
	汚泥処理の共同化	汚泥集約処理の設置 (PPP/PFI手法)	〇〇〇、×××	〇〇〇	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始	広域化の実施										
ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始											
	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (施設)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		1									
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化(処理場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		1									
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化(管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始											
	台帳システムの共同化	設備台帳(処理施設、ポンプ場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始											
	台帳システムの共同化	施設台帳 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始											
	人材育成の共同化	勉強会の開催	〇〇〇、×××	×××	下水道場の参加継続 上記以外の合同勉強会の実施												
(1) 検討開始率 (メニューの進捗評価のうちD以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)											31%	0%	0%	0%	0%		
(2) 合意形成率 (メニューの進捗評価のうちC以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)											13%	0%	0%	0%	0%		
(3) 事業着手率 (メニューの進捗評価のうちB以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)											13%	0%	0%	0%	0%		
(4) 事業開始率 (メニューの進捗評価のうちA以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)											25%	0%	0%	0%	0%		
(5) 汚水処理施設の統廃合完了地区数 (過年度合計)																	
(5) 汚水処理施設の統廃合計画地区数																	
(5) 汚水処理施設の統廃合進捗											0%	0%	0%	0%	0%		
(6) デジタル化の推進に関わる取組メニュー数 (過年度実績)																	
(7) PPP/PFIの推進に関わる取組数 (過年度実績)																	
(8) 事業化中止数 (過年度実績)											0	0	0	0	0		
(9) メニュー数 (過年度実績)											16	0	0	0	0		

図 2-3 進捗管理表の使用イメージ (出カシート)

## 2-4 経営改善効果の測定

広域化・共同化計画に基づくハード対策を実施することにより、管理すべき汚水処理施設の減少による維持管理費の低減効果等が期待される。また、ソフト対策を実施することにより、執行体制が強化され、職員負担の低減効果が期待されるため、個別メニューの効果の把握に努めること。

### 【解説】

広域化・共同化計画は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進することを目的としている。

広域化・共同化計画策定時点においては、「長期的収支見通しの推計モデル（Model G）」を用いて、各種取組を実施した場合の経営改善効果を試算しているが、広域化・共同化計画に基づく各種取組実行前後の定量的な経営改善効果を測定することで、次回見直し以降の関係者間の協議・調整、住民説明の機会において、関係者間の理解を得られやすくなるものと考えられる。

経営改善効果の測定方法としては、広域化・共同化に基づく各種個別メニュー取組内容に応じて取組成果の発現が見込まれる期間を設定し、取組実施前後の汚水処理費、経費回収率等を比較するなどの方法が考えられる。なお、取組内容によっては経費回収率等の指標に現れにくいものもあることから、取組に携わる関係者へのヒアリング等による定性的な効果測定も有効である。

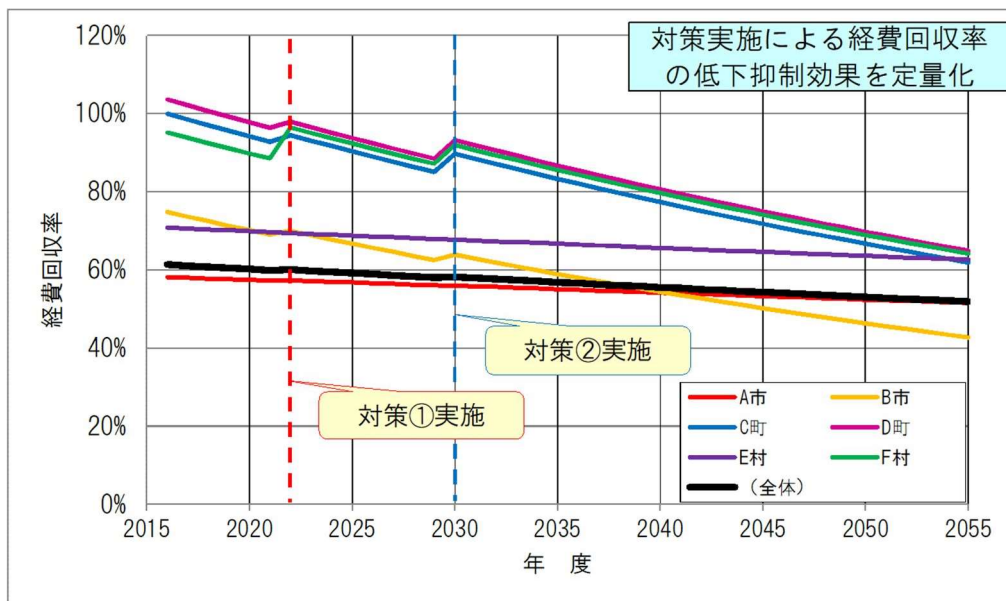


図 2-4 モデルGによる計画実施前と実施後の経費回収率の推移（イメージ）